

公立図書館における指定管理者の選考プロセス

赤山 みほ

日本の公立図書館は、管理運営形態が多様化している。中でも、指定管理者制度を導入した図書館は、ほぼ業務のすべてを民間事業者等の管理者に任せている。指定管理者制度では、公募することなく管理者を選定、指定することができるため、公募が行われない場合もあるが、多くの地方自治体は公募によって管理者を募集している。しかし、評価基準があいまいである場合や、従来の管理委託者に有利な内容で公募が行われ、公平性が十分ではない場合があることが指摘されている。文部科学省の作成した指定管理者制度の報告書によると、適切な管理運営に向けた留意点として、選定における透明性及び公平性の確保などが挙げられている。

指定管理者制度は PFI を補完するための制度ともいえるものであり、PFI 推進委員会の報告によれば、指定管理者制度と PFI は同様の解決すべき課題がある。PFI は欧米諸国において成立し日本に導入された制度であり、現在の日本で問題点と認識されていることは、すでに欧米で解決策がとられているのではないかと考え、欧米で採用されている PFI の手法を指定管理者制度においても用いることができるのではないかと考えた。PFI や指定管理者制度は、公の施設において用いられる管理運営形態である。本研究では、特に指定管理者制度を導入した公立図書館を研究の対象とする。

本研究の目的は、公立図書館が指定管理者を選定、指定するにあたり、どのような選考プロセスを地方自治体がかかっているのか、それにどのような問題があり、解決方法が考えられているのか、を明らかにすることである。文献調査によって制度面での問題点を明らかにし、質問紙調査によって実態面からの問題点を指摘、その後解決策について論じる。

本研究で明らかになったことは、指定管理者制度は、制度成立にあたって十分な検討がされておらず、制度が施行されるにあたって円滑に運用されるための手順が今回は実施されていないことがわかった。また、制度を導入するにあたり、情報公開条例を制定しなければ、透明性の確保ができない可能性があることがわかった。

本研究では、指定管理者制度における透明性と公平性の確保は情報公開法にしたがって行われる必要があるという結論に達した。欧米諸国の PFI において用いられている競争的対話方式は管理者となる民間事業者等と行政が管理運営について仕様書の設計から共同で行うものであり、これがひとつの PFI における問題点の解決策として考えられるが、行政と民間事業者等が協働して公共事業にあたることは癒着や不正を生むこととなる。これを情報公開を積極的に行うことによって防ぐことで、選考プロセスにおける透明性と公平性の確保ができ、民間事業者の創意工夫やインセンティブの確保によって適切な管理運営が行えるのではないかと考えた。

(指導教員 葉袋秀樹)